

**2017年度
名古屋市予算編成
にあたっての要望**

2016年9月9日

日本共産党名古屋市会議員団

2016年9月9日

名古屋市長
河村たかし様

日本共産党名古屋市議団
団長 田口かずと

2017年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民生活を支えるための活動に敬意を表します。さて、来年度予算編成にあたり、市民の暮らしを守るために盛り込むべき要望をとりまとめました。真摯な検討をお願いします。

参議院選挙後、安倍首相は暴走政治を加速させています。争点隠しに徹した憲法問題では改憲発議案の検討を開始するかまえです。憲法違反と指摘される戦争法＝安保法制のもとで南スーダンのPKOに派遣されている自衛隊が「殺し、殺される」危険に直面しようとしています。沖縄では新基地建設をめぐる地方自治を踏みにじる強硬姿勢を示し、原発の再稼働にも前のめりです。

2015年の国民生活基礎調査では、生活が「苦しい」と答えた世帯が全体の6割を超えるなど、アベノミクスによる経済と暮らしの破壊ぶりが明らかになっています。政府が28兆円程度の経済対策の検討を始めていますが、リニア延伸への税金投入など旧来型の大型公共事業が中心で、家計を温めるものとはなっていません。逆に、医療や介護の負担増をはじめとした社会保障のさらなる改悪が狙われています。中小企業の業況判断も悪化し、労働者の賃上げも進まず、非正規労働の拡大など雇用の不安定化ばかりが進行しています。

いまこそ名古屋市政には、このような国の悪政からの防波堤としての役割を果たすことが強く求められています。市民の生活と権利を守るために、市民の家計を温め、暮らしと営業、雇用を守る市政の実現こそ急務です。

名古屋城天守閣の木造復元やリニアを「起爆剤」にした名古屋駅周辺再開発などの大型事業は抜本的に見直し、大企業と高額所得者優遇の「減税」の中止を求めます。福祉や教育への公的責任を投げ捨てる「行革」路線から転換すべきです。

日本国憲法を市政の隅々まで活かし、暮らしと福祉最優先の市政、防災優先のまちづくり、中小企業が元気な産業都市、アジアと世界の平和に貢献する国際友好都市「名古屋」をつくりましょう。魅力ある都市とは、そこに住む人々が生き生きと暮らし、働いている「まち」ではないでしょうか。

以下に取りまとめた249項目の要望について、実現に向けてご尽力いただきますよう強く要望します。

1 安倍政権の暴走から市民を守る防波堤として国へ強く働きかける

1. 地方自治の原則をくつがえす自民党改憲草案にもとづく憲法の改悪に反対するとともに、立憲主義を貫く。
2. いわゆる安全保障関連法は日本国憲法に反し、集団的自衛権の行使と海外での武力行使を認め日本を戦争できる国にするものであり、廃止する。
3. 消費税の 10%への増税は中止する。
4. 原発の再稼働は行わない。再稼働した川内原発・伊方原発はただちに停止する。脱原発・再生可能エネルギーの本格的な導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。
5. 医療・年金・介護・生活保護をはじめとした社会保障の制度改悪と予算削減を中止し、憲法 25 条を踏まえて各制度の充実改善をはかる。
6. 地方自治を踏みにじって強行されている沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設及び東村高江のヘリパッド建設にむけた一切の動きを即刻中止する。地方自治を尊重し、沖縄県などの関係自治体と真摯に協議を行う。
7. 名古屋空港の基地機能強化に反対する。航空自衛隊小牧基地に配備された空中給油機を撤去する。三菱重工業小牧南工場の米軍による F-35 東アジアリージョナルデポ（整備拠点）指定の取り消しを求める。
8. 日本の経済主権と国民生活を脅かす T P P 交渉は批准しない。
9. マイナンバー制度は深刻な情報漏えいの危険があり、いったん立ち止まる。
10. 「残業代ゼロ」「限定正社員」など雇用不安と長時間労働を常態化させる労働法制の改悪は断念し、中小企業への支援強化とセットで、速やかに最低賃金を時給 1000 円以上に引き上げ、1500 円をめざす。
11. 被災地の復興事業は、地方公共団体の実情を踏まえ、引き続き国が責任を持って支援し、負担を被災自治体に押しつけない。家屋倒壊などの被害について、現行の被災者生活再建支援法の支援金額では家屋の再建は極めて困難であり、全壊家屋への支援額を 500 万円へ引き上げ、一部損壊世帯にも支給対象を拡大する。宅地被害への補償制度を創設する。
12. リニア計画に対する財政投融资は、国民的議論を経ていないばかりか、将来に国民の負担を生じさせかねないので撤回する。
13. 教育分野などへの民間委託を拡大させ、地方交付税制度をゆがめる「トップランナー方式」を中止する。

2 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

(国民健康保険)

14. 国民健康保険の運営が都道府県化されるが、保険料を決める権限は引き続き名古屋市にある。市独自減免と一般会計からの繰入などの施策を堅持する。
15. 国民健康保険に対する県費補助の復活を愛知県に強く申し入れる。
16. 国による財政支援の拡充も踏まえ、国民健康保険料を大幅に引き下げる。
17. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は対象者全員に自動適用する。18歳までの子どもは国民健康保険料均等割の対象としない。
18. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行なわない。滞納世帯に対しては、国保推進員をはじめ職員によるていねいな納付相談を行い、分割納付の柔軟な運用や処分停止の活用などで粘り強く解決にあたる。
19. 利用件数がわずか7件(2015年度)にとどまっている医療費の一部負担金減免・猶予制度について、更なる周知をはかるとともに、制度の柔軟な運用につとめつつ、申請・対象要件を緩和する。

(介護保険・高齢者保健福祉・後期高齢者医療保険)

20. 被保険者の立場から一般会計からの繰り入れを決断し、介護保険料を引き下げる。保険料・利用料の減免制度を設ける。保険料滞納者に対する給付制限(ペナルティー)は設けず、必要な介護は正規の負担割合で受けられるようにする
21. 一部利用者の利用料の2割負担化や、施設サービス等を利用する低所得者の負担軽減の仕組み(補足給付)への資産要件導入などによる負担増により、必要なサービスが継続できないなどサービス制限した利用者に対し、制度改定による影響をまとめ、国に改善を要請する。また、利用者に対して市独自の支援策を講ずる。
22. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすくするため、必要書類を送付するなど、運用を改善する。
23. 特養ホームの待機者はいまだ4443人(2016年4月1日)である。待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。
24. 介護報酬の削減が事業所の経営に与えた影響を市独自で調査するとともに、人材確保のための処遇改善加算の効果を調査する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講ずる。
25. 新規・更新申請時は要介護認定を基本とし、チェックリストは補足的に実施する。生活支援型訪問サービスへの機械的な誘導は行なわない。要支援

者の訪問・通所介護については引き続き専門職の支援を継続する。

26. 名古屋市高齢者施策推進協議会及び第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会について、介護保険(予防事業を含む)利用者を加えるなど、総合的な計画策定にふさわしい構成にする。
27. 後期高齢者医療制度の保険料「特例軽減」の継続を国に強く求めるとともに、愛知県後期高齢者医療広域連合に対しても保険料の軽減を求める。
28. 後期高齢者医療保険の滞納者に対する差押えは行わない。支給率が93%にとどまっている葬祭費の申請勧奨を徹底し支給漏れをなくす。

(敬老パス・高齢者の生きがい施策)

29. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。交付率(2015年度末60.9%)向上の目標と計画を設定する。
30. 敬老パスのICカード化実施と交付方法の変更に伴い、高齢者の利便性や交付率の低下にならないよう、実態の把握と必要な対策を速やかに行う。この機会に65歳以上の未交付高齢者にあらためて案内する。
31. 上飯田連絡線への敬老パス利用拡大については、まず暫定的な代替措置を実施するなど、他の私鉄への利用拡大とは別途とりくむ。
32. 名鉄、JR東海、近鉄などで市内の公共交通機関に利用対象を拡大する。
33. 高い利用率を維持している市民の休養温泉ホーム松ヶ島は廃止せず、施設の継続をはかる。
34. 名古屋市民御岳休暇村を協定保養所として位置づけるよう愛知県後期高齢者医療広域連合に求めつつ、65歳以上の市民への助成制度を設ける。
35. 市民の自主的・自発的な活動として展開されている、高齢者サロンなどの居場所づくり、仲間づくりを支援する。
36. 授業料値上げで出願者が減少した高年大学鯉城学園の授業料を軽減する。

(医療・保健衛生)

37. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。
38. 70歳~74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、1割負担に戻す。
39. 市独自の医療費助成制度(子ども、障害者、ひとり親世帯、認知症と寝たきりの高齢者への福祉給付金制度)を堅持する。
40. 国に対し、子ども医療費助成に対するペナルティの廃止と子ども医療費無料制度の創設を強く求める。愛知県に対して福祉医療制度への所得制限の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢を拡大するよう強く働きかける。
41. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
42. 無料低額診療を行なう市内の医療機関を歯科と調剤薬局も含めて増やす。

43. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療提供体制を整備・充実する。
44. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上の全年齢での接種を継続するとともに、自己負担（現行4000円）の半減をはかる。
45. 子宮頸がんワクチンの接種に伴う副作用被害について、市として被害者の実情を把握し、国の救済制度を活用できない被害者への独自救済策を設けるなど、被害者を一人残らず救済するまで責任をもつ。
46. ジカ熱、エボラ出血熱、デング熱、MERSなどの感染症に備え、保健所や衛生研究所及び生活衛生センターなど、公衆衛生部門の体制を強化し、必要な施設・設備の耐震化を促進する。

(市立病院)

47. 市立病院については、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実して地域医療を支える。初診料加算の運用に当たっては受診抑制にならぬよう配慮する。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。
48. 東部医療センターの病棟建設にあたっては、市民病院にふさわしい料金設定と病室環境の整備につとめる。
49. 指定管理者制度が導入された緑市民病院については、救急医療や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上につとめ、地域からの要望が強い産科を復活させる。
50. 看護師などの人員確保の面からも院内保育の充実をする。保育業務委託については、保育内容など利用者の要望も汲み決定する。
51. 陽子線がん治療における患者負担の軽減策を拡充するとともに、患者動向を踏まえ、愛知県にも一定の財政支援を求める。

(障害者福祉)

52. 介護保険が適用される65歳からの障害者については、介護保険優先ではなく、介護保険と障害者福祉のサービス選択を認め、負担増を防ぐ。重度障害者の介護サービス利用について加算制度を設ける。
53. 「障害者差別解消条例(仮称)」の制定をめざし、障害当事者も参加する条例制定検討委員会を立ち上げる。差別解消に向けた取り組みについて、障害当事者だけでなく広く市民と議論する機会を設ける。障害者差別相談センターには調整・助言にとどまらない一定の権限を持たせる。
54. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、市独自の加算や補助金を増額する。施設建設のための補助金増額や市有地の無償貸与も含め、整備の促進を図る。
55. 障害者の余暇活動のための重度訪問移動支援には上限を設けず、本人・家

族が希望する時間を支給する。

56. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行ない、雇用環境の改善につとめる。雇用確保を含め、特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
57. 困難なケースが増えている相談支援事業の運営実態を早急に調査するとともに、障害者基幹相談支援センターを含めた相談支援専門員の体制を充実する。精神障害に関する相談支援体制を独自に構築する。

(生活保護・貧困対策)

58. ケースワーカーを一人当たり担当世帯数（平成 27 年度平均 109 件）が国基準（80 件）となるよう増員する。あわせて査察指導員についても国基準通り配置する。警察官OBの配置は見直す。
59. 生存権を脅かす扶助費や各種加算の削減の中止と増額を国に求める。
60. 市として法外援助を拡充する。国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。保有が認められたエアコンを安心して使えるように夏季加算（見舞金）を支給する。
61. 就労支援については、強迫的でなく、寄り添い型で、ていねいに行なう。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
62. 拡充された仕事・暮らし・自立サポートセンターなど、「生活困窮者自立支援法」に基づく諸事業については、生活保護も含めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
63. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業などについて、相次ぐ火災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえ、実態調査を行なう。入居者の権利と安全を守るために、許認可制の導入を国に要望するとともに、市として監視と指導を強化する。
64. 孤立死対策として各局及びライフライン業者などとの連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金などの未納者に対しては、給水停止の前に相談にのるなど、必要な対応を徹底する。

3 子育て応援 子どもたちが輝く名古屋に

(保育・学童保育)

65. 2016 年 4 月 1 日時点で 585 人にのぼる「隠れ待機児童」の解消に責任を持ち、市の保育実施責任が明確な認可保育所の整備をすすめる。
66. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乗せ徴収による保護者負担を増やさない。現在、保育料が半減となっている低所得世帯の第 2 子の保育料を無料にする。第 3 子の保育料無料制度にかかる所得制限は撤廃する。
67. 保育士の人材確保にも欠かせない公私間格差を是正する民間社会福祉施

- 設運営費補給金制度を堅持するなど、現行の保育水準を維持・拡充する。
68. 病児・病後児保育所を増設する。
 69. 小規模保育事業などの認可基準については、保育士は全員、保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業の違いによる保育の格差を生じさせないように拡充する。
 70. 公立保育所の廃園・民営化をすすめる「名古屋市公立保育所整備計画」を中止する。民間移管を引き受ける社会福祉法人の応募がなかった味鋤保育園については、移管要件の緩和をせず、直営を堅持する。
 71. 公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。
 72. 営利企業の保育所経営への参入を拡大させない。
 73. 就園機会を確保するため、市立幼稚園の民間移管・統廃合は行わない。
 74. 学童保育所への運営費助成を拡充する。ひとり親家庭への補助を拡充し、就学援助世帯への補助を新設するなど、保育料の負担軽減をはかる。
 75. 学童保育所の指導員が常時複数配置でき、安定して働き続けられるだけの処遇改善加算を拡充する。
 76. 学童保育所の維持・移転のために市の責任で土地及び施設を確保する。賃借用の土地や空き家の紹介、家賃補助なみの地代補助など、きめ細かい助成策を講じる。
 77. 留守家庭児童育成会に無償貸与される専用室は、子どもたちが長時間生活するのにふさわしい居住空間となるように木造建築とする。
 78. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。

(児童福祉・療育・子どもの貧困対策)

79. 「いじめ」や「児童虐待」「貧困」など、子どもたちの生命と人権をめぐる諸課題については「子どもの権利条約」及び「なごや子ども条例」にもとづき、子ども青少年局と教育委員会が協力して、相談と支援、予防とフォローの体制を強化する。
80. 療育を希望しながら定員枠がいっぱいで通園できない療育待機児が 19 名(2016 年 4 月 1 日)存在する。療育を必要とする親子を受け入れるための十分な定員枠と受入れ体制を確保する。
81. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など、新たな計画づくりに着手する。
82. 児童発達支援センターの運営費補給金は、出席率にかかわらず支給する従前の支給方法に戻す。職員の処遇と体制を後退させない。
83. 障害児の放課後等ディサービスについて実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。

84. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し、市内4カ所体制を早期に確立する。
85. 現場対応の充実をはかるために現在94人の児童福祉司を増員する。児童心理司を増員する。連携する区役所の職員体制も強化する。
86. 児童相談所の一時保護所の過密状態を解消する。保護された子どもたちの学習を保障するため、院内学級のような学習支援環境を整える。
87. 児童養護施設入所者の退所後の生活基盤を確保するため、自立援助ホームなどの居場所づくりをすすめる。
88. 児童館の機能と役割を再整理し、子育て支援のための機能を高める。
89. 中高生の居場所となる「青年の家」の役割を備えた新しい児童館づくりを中高生の参加ですすめる。
90. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、ひとり親家庭への支援などによる、子どもの貧困に関する指標の改善を盛り込んだ行動計画を、当事者の参加を得て作成する。
91. 子どもの貧困を早期に発見し支援につなぐため、保育園にもソーシャルワーカーを配置する。
92. 「子ども食堂」など子どもたちの多様な居場所づくりや学習支援などに取り組む市民の活動をサポートする。
93. 学習支援事業については、対象となる児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大するとともに、高校入学後もフォローできるようにする。
94. 子どもの医療費無料制度を18歳まで延長する。

(学校教育・市立大学・図書館)

95. 県費負担教職員制度にかかる包括的な権限移譲にあたり、現行の教育行政水準を維持するために、正規・非正規を問わず教職員の給与・休日などの労働条件を引き下げない。
96. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
97. 小学校の小規模校統廃合は、保護者や地元の同意がないまますすめない。
98. 大規模校では教室が不足し、仮校舎を建てて運動場が狭くなるなど多くの弊害が生じており、必要な分割と新設を急ぐ。
99. 安心・安全な小学校給食を提供するために、調理業務は民間委託しない。民間委託された3校は直営体制に戻す。「直営・自校方式」を堅持する。
100. 小中学校給食を無料にする。第3子からの無料制度をまず開始する。
101. 食育の推進のために栄養教諭を全小学校に配置する。中学校や高校でも食育をすすめる体制を整える。
102. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員

を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。

103. 就学援助の入学準備金が6月支給となっており保護者の立て替え負担が生じている。申請手続きの改善などで入学前に支給する。
104. 子ども応援委員会の活動については、子ども青少年局にも十分な情報提供を行ない、子どもの権利と福祉の視点を学校運営に活かす。
105. スクールソーシャルワーカーを市立の小学校、中学校及び高校（定時制を含む）に配置する。
106. 市独自で高校生を対象にした返済不要の給付型奨学金を創設する。
107. 老朽化がいちじるしい市立高校の施設改修を計画的にすすめる。悪臭がひどいトイレなどは緊急に改修する。
108. 定時制高校の定員を増やす。
109. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
110. 発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
111. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
112. 臨時教職員の給与、休日などの労働条件を正規並みに引きあげる。
113. 名古屋市立大学への交付金を引き上げ、教育と研究の予算と人員を確保する。
114. 名古屋市立大学を学生負担軽減モデル大学と位置づけ、学費の引き下げ、学費減免の拡充、給付型奨学金の創設などの負担軽減を大胆にすすめる。
115. 志段味図書館への指定管理者制度の試行を打ち切る。緑・徳重、中村・富田図書館で予定されている試行は行わない。他の図書館への指定管理制度の導入もしない。
116. 築40年以上が経過し老朽化がすすむ千種図書館及び守山図書館の建て替えを早急にすすめる。
117. 専任の学校司書を全校に配置する。

（いじめ対策）

118. 子どもの命まで奪う深刻ないじめ問題の解決に向け、事件の検証報告も踏まえて、いじめに対応する基本原則を確立する。
119. 人権侵害と暴力である「いじめ」の放置・隠ぺいは学校における「安全配慮義務」違反であることを明確にして対応する。被害者、遺族の知る権利を尊重する。
120. いじめの疑いがある段階で様子見せず、全教職員、全保護者で情報を共有する。被害者の安全を確保し、加害者へもしっかり対応する。
121. 子どもの自主的活動を育むなどで、いじめを止める人間関係を子どもたちのなかにつくる。

122. 教員の多忙化の解消をはじめ、少人数学級の推進、養護教諭の増員など、いじめの予防、発見、相談、解決に取り組むための条件整備をすすめる。
(若者支援)
123. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースケア（名古屋青少年交流プラザ）や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
124. ブラック企業、ブラックバイト、非正規雇用などで働く若者からのＳＯＳを受けとめる相談窓口を設ける。月に数回は街中の繁華街などでブラック企業相談会（仮称）を開催する。雇用が不安定な若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
125. 市独自に奨学金返還支援制度を創設する。

4 雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす

(仕事起こし・中小企業支援・雇用)

126. 市内中小企業を対象とする市職員による訪問調査をすすめ、とくに小規模企業の実態把握に留意する。調査結果を公開し、施策に反映させる。
127. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本条例の第13条「小規模企業者への配慮」に基づき、小規模企業に絞り込んだ小規模企業振興計画を事業者とともに策定する。
128. 中小企業振興基本条例を踏まえて、「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン（仮称）」へ発展的に見直す。
129. 小規模企業経営力強化設備投資補助金については、補助対象をいわゆるリース契約設備まで拡大するなどして制度の普及活用をすすめる。
130. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
131. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講ずる。
132. 中小企業の後継者対策・人材育成を支援するとともに、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。
133. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働きかける。
134. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に雇用施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。非正規から正規雇用への転換について市として目標を設定し、正規雇用を拡大した企業の支援をすすめる。

135. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。
- (公共事業・契約)**
136. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し分離分割発注をすすめる。
137. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
138. 市が発注する公共事業や委託事業について、執行状況の把握と指導を強め公の業務を現場で支える適正な賃金や事業費を確保できるよう公契約条例を制定する。
139. 公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。
140. 公共事業において元請企業による下請への代金未払いが発生している。受注企業への指導監督、未払い代金の一時立て替え、未払い企業の入札参加資格停止など、下請け業者の泣き寝入りを防ぐ。
141. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調や契約成立後の事業費追加補正などが相次ぐ入札制度を改善する。

5 脱原発宣言を行ない、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる

(脱原発・自然エネルギー)

142. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を、中部電力および関西電力に申し入れる。
143. 浜岡及び福井の原発に関する原子力災害の想定に基づき、名古屋市における避難計画の具体化をすすめる。
144. 「原子力発電から撤退し自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言(仮称)」を行う。自然エネルギーの普及を要にすえた総合的な「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽くす。市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づくりを支援する。
145. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備える。衛生研究所の機能と体制を強化する。

(防災)

146. 津波緊急避難所となる高台広場を船頭場公園で整備中であるが、ゼロメートル地帯に防災公園としての津波避難施設＝「命山」を設けていく。
147. 津波避難ビルの指定拡大をすすめる。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し、指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度を活用するため、愛知県と「津波災害警戒区域」の指定について速やかに協議をすすめる。浸水想定地域での新たな高層建築物には津波避難ビルの機能と構造を義務づける。浸水想定地域のコミュニティセ

ンターは順次 3 階以上に建て替える。

148. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設の総点検を行ない、構造物の耐震化や地盤の液状化対策などの補強改修を急ぐ。
149. 高潮や洪水、内水氾濫による浸水想定区域の見直しを早め、必要な対策を具体化する。まず早急に、現在の浸水想定区域内にある災害時要配慮者の施設 706 か所の避難計画作成を援助する。
150. 液状化対策や軟弱地盤の改良に取り組む。谷埋め埋土地など、丘陵部の宅地の危険性の検証結果を踏まえ、住民への周知と必要な対策を具体化する。地盤沈下や斜面の崩れなどをふくむ宅地被害への補償を検討する。
151. 市内 339 地域の土砂災害警戒区域（指定手続き中を含む）の総点検を行ない、必要な開発規制と安全対策の構築を急ぐ。
152. NPO などとも連携して地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに、名古屋大学減災館などとの連携を強化する。
153. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援護者リストには支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。
154. 福祉避難所の設置を拡大し、過去の地震災害時の経験を活かし福祉避難所運営指針をつくる。
155. 指定避難所のバリアフリー化をすすめ、避難所における施設整備の状況を市のHPなどで情報公開する。
156. 民間木造住宅の耐震診断及び改修工事への助成制度をさらに拡充するとともに、改修費用の無利子貸付制度を創設する。
157. 家具転倒防止をNPOや市民の力も活かしてさらに促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの市民団体へ拡大する。
158. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえ、避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行なわない。
159. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。集中豪雨・大地震・台風・津波など、災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。
160. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行なう。緊急時に住民へ土のうを提供できる体制を整える。建物などからの雨水流出防止対策の強化とともに、道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
161. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要人数まで増員する。
162. 被災者生活再建支援のために、国制度と合わせて全壊家屋への最高額が 500 万円となるような市独自の生活再建支援助成制度を設ける。

163. 堀川および尼ヶ坂断層など市内の断層についての検証と評価を早急に実施し、調査にかかる費用負担を国に求める。
164. 地域の避難計画策定や地域防災マップづくりなど、住民主体の積極的な取り組みが全学区で発展するよう、地域避難行動計画策定支援を拡充する。
(環境・公害・道路)
165. 低炭素都市なごや戦略実行計画の改定に当たっては、今世紀後半には温室効果ガスの排出と森林などによる吸収を均衡させて、実質ゼロを目指すことを示した国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）パリ協定および、2050年までに8割削減に挑戦するという本市の長期目標を展望し、2030年までに40%程度の削減という野心的な目標を掲げる。またその達成を明示した「地球温暖化対策条例（仮称）」を策定する
166. 市道弥富相生山線については、道路事業の廃止に向けた課題の解決に取り組みつつ、速やかに都市計画変更を行なう。近隣住宅地への通過車両の入り込みについては、地元住民と連携して対策を推進する。相生山緑地の保全・整備についても住民の意見を反映しながら検討をすすめる。
167. 道路事業廃止となった高田町線については、まず地域要求の高い「吹上コミセン」の用地を確保し、残りの市有地を小公園、緑地、一時避難場所、防災資機材の保管場所等として、市民に開放する。
168. 住民合意も必要性もない都市計画道路「山手植田線」「八事天白溪線」については、「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」に基づいて「計画廃止候補路線」に分類し、早急に計画を廃止する。
169. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則及び都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。
170. 建設工事が始まっている名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防止対策を行なうことを関係機関に働きかける。また、国道路事業直轄負担金については、引き続き、負担金の廃止を求め国に強く要望する。
171. 環境アセスメントの対象となる事業を拡大し、規模要件を引き下げる。
172. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
173. 沿道環境改善策として、名古屋南部地域の国道23号線で始まった大型車に中央寄り走行を要請する「国道23号線通行ルール」の徹底を市として支援する。
174. 新堀川・堀川・中川運河の水質改善、浄化及び護岸の緑化を進め、親水空間として整備する。とりわけ、新堀川で今年度実施した夏場の集中的な調査結果を踏まえて悪臭対策に取り組む。

- 175. 公害についての歴史と原因、被害の実相と解決を求める運動などの関係資料を収集し、後世に伝えるための公害資料館(仮称)をつくる。
- 176. ごみ削減が頭打ちになりつつある。ごみ処理量を現在の62万トから2028年には52万トに削減する目標に向け、ごみ減量を加速させる。
- 177. 災害時の廃棄物処理に当たっては、古い工場や倉庫などのアスベスト対策の徹底を図るため、事前調査及び廃棄時の安全対策手順を策定し、実施を徹底する。

6 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる

(にぎわい・文化・観光)

- 178. 近隣の商店・スーパーの撤退などで高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」を、市として実態調査する。また、困難地域において民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買いものタクシーなど買い物機会の提供につなげる取り組みを支援する。
- 179. 市内の繁華街における居酒屋店等の客引き行為が、通行の妨げになるなど社会問題となっている。商店街や関係部署と連携して、客引き行為を規制する条例を制定するなど有効な手だてをとる。
- 180. 芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充し、予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を引きあげる。市民芸術祭の予算を増額する。市民の自主的な芸術文化活動を支援する助成制度を拡充する。文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く機会を設ける。
- 181. ダンスや演劇などの稽古場不足を解消するために、安価に利用できる夜間の練習場を増設する。
- 182. 小売業や食堂、理美容店など店舗等の改修工事や設備投資などに低額から簡易に活用できる商店リニューアル助成制度(仮称)を創設する。古民家や土蔵、空き家などをリフォームして創業する事業者なども対象とし、歴史的なまちなみの活性化にも活かす。
- 183. 名古屋市内の伝統技術や芸能・文化について、有形無形を問わず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根ざした文化振興をまちなのにぎわいづくりとしても位置づけ、支える。
- 184. 名古屋城の整備は、天守閣の耐震化や櫓の復元、二之丸庭園の保存整備を優先するなど、「名古屋城跡全体整備計画」に沿って総合的かつ計画的に進め、城址全体としての魅力向上につとめる。

(市営住宅・居住福祉)

- 185. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住面積水準を満たさない住宅の割合は2013年時点で名古屋市内は10.3%である。早期の解消

をめざして対策を講ずる。

186. 入居希望者が多く高倍率となっている市営住宅の新規建設を復活する。そのためにも市営住宅の国庫補助予算の拡充を国に求める。
187. 低所得者が多く住む市営住宅の駐車場使用料の定期的見直し（値上げ）は行なわない。減免対象を福祉向け住宅入居者などに拡大する。
188. 老朽化した市営住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行ない、天白区・高坂荘で実施されているような子育て世帯の入居を促進するモデル事業を拡大する。
189. 市営住宅の計画修繕については、計画期間を遵守し促進する。また劣化がひどい個所については必要に応じて柔軟に修繕にとりくむ。
190. 市設建築物の耐震診断により、耐震性能が著しく不足していると診断された市営住宅については、早急に建替えが進むよう国庫補助予算の拡充を国に求める。
191. 住宅の性能向上と地域経済の活性化を進める一石二鳥の取り組みである住宅リフォーム助成制度を創設し、耐震改修助成などと組み合わせて利用できるようにする。
192. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
193. 高齢者世帯や新婚家庭などを対象にした空き家や民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設する。

（公共交通・自転車利用）

194. 自動車利用と公共交通の割合を「7：3」から「6：4」に引き上げる目標を引き続き堅持（現在64：36）し、公共交通の充実をはかる。
195. パーク・アンド・ライド、パーク・アンド・バスライド等の推進を始め、環境に配慮した交通体系を形成する。
196. 市バス運転手については、嘱託職員ではなく、正規雇用の職員を計画的に増員する。
197. スリップ事故対策として、冬季の降雪時は、市バス全車両をスノータイヤにて運行する。
198. 市バス路線及び運行回数については、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
199. 市バス及び地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。
200. 地下鉄駅の可動式ホーム柵については、名城線・名港線での整備を急ぐとともに、鶴舞線についても整備方針を確立する。
201. すでに可動式ホーム柵を整備している桜通線や東山線においては、地下鉄

各駅のホームの安全対策について要員配置をふくめて再点検し、保守点検用などの柵の出入り口の施錠等を行い、線路やトンネルへの進入を防ぐ手立てを徹底する。

202. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が 10 万人を超える主要駅について、名鉄や JR 東海、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を強く働きかける。
203. 自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、自転車利用を促進する施策をすすめる。

(公園緑地・東山動植物園)

204. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標（2015 年時点 22.0%）を早期に達成する。そのためにも新たな緑地保全制度を創設し活用する。
205. 長期未整備公園緑地のうち、東山公園（天白溪地域）など樹林地の中に住宅が点在する地区については、都市計画から削除するとともに、特別緑地保全地区制度の活用などで、今ある住宅を残しつつ、樹林地を保全する方向へと転換する。
206. 公園遊具の安全点検や樹木の伐採状況などをきめ細かく点検し、安全安心を確保するために公園監視員を公園数に応じて増やす。
207. 東山動植物園の広い園内を高齢者や障害者が安全かつ気軽に移動できるように、安全対策に万全を期したうえで電動カートの活用など新たな移動手段を検討する。園内のモノレールも移動手段として位置づけなおす。
208. 東山動植物園内のバリアフリー化を促進する。子どもや車いす利用者の目線に立って柵や手すり等の配置についても見直す。
209. 動物展示施設の整備は、動物福祉の視点から良好な飼育環境となるよう計画的にすすめる。

7 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から「市民が主人公」に転換する

(リニア建設と名駅周辺関連開発)

210. JR 東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。JR 東海に対し、沿線住民への十分な事業説明を行なうよう重ねて要請する。
211. 名古屋市はじめ沿線自治体が環境アセスメントで指摘した事項について、JR 東海からは十分な対応がなされているとは到底言えない。地権者や周辺住民に対する誠実で丁寧な説明、対策についての意見聴取、損害補償条件の公開など、改めて市が指摘した事項への誠実な対応を JR 東海に求める。
212. リニア建設工事がおよぼす多大な環境負荷の問題が解消されず、また沿線住民の理解も得られぬまま、工事を強行しないよう JR 東海に強く申し

入れる。

213. 名城非常口の工事車両運行については、搬出入ルートが出来町通は交通量の増大による環境悪化が懸念されるうえ、名城病院周辺においては静寂な環境が求められるため、JR 東海に対し工事車両ルートの見直しを求める。
214. リニア駅開削工事にかかる用地取得について、立ち退き対象の住民からは、転居に伴う不安を訴える声や、立ち退きを望まない声があがっている。用地取得の交渉に当たっては、関係住民の意向を十分に尊重し、強制的な土地収用には協力しない。
215. 名古屋駅ターミナル機能強化については、バリアフリー化や乗り換え利便性の向上を図りつつ、事業費が過大にならないよう留意する。JR 東海など関係事業者には応分の負担を求める。
216. リニア開業を前提にした名古屋駅一極集中の人口誘導は、帰宅困難者問題をさらに悪化させる。また、地下空間における火災、浸水、停電など2次災害のリスクが強く指摘されていることから、ささしまの巨大地下通路建設など、地下空間への人口流入を促すリニア関連開発及び都市計画は中止を含め見直す。

(不要不急の大型事業の中止・見直し)

217. 名古屋城天守閣については、耐震補強やコンクリート補強による長寿命化を早急にすすめ、ぼう大な費用を要する木造復元については、専門家も含め、市民的議論を進める。
218. アジア競技大会については、開催経費の全体像すら示されないままでの誘致は認められない。市民と議会に対して説明責任を果たすとともに、費用負担の是非や招致の賛否にさかのぼって議論する場を設けるなど、慎重に検討する。
219. あおなみ線のS L定期走行は断念する。
220. 開港時の旅客・貨物数にも達しないなど、需要実態から見ても必要のない中部空港二本目滑走路の建設促進の活動から脱退する。
221. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。料金収入でまかなう名古屋市営金城ふ頭駐車場の収支計画について、損失が生じた場合には関連企業にも応分の負担を求める。
222. 国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならないよう留意する。
223. 空見ふ頭での大規模展示場建設構想は中止する。
224. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
225. 水質保全のために、長良川河口堰は開放する。

(市政運営)

226. アセットマネジメントの取組みについては、経費削減を至上命題としない。「市設建築物再編整備の方針」にもとづく今後の公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行ない、市民の参加と合意を得ながら慎重に検討をすすめる。
227. 議員などからの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。
228. 議会基本条例を尊重し、議会報告会の開催や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、議員の任期中一回の慣例的な海外視察は予算化しない。
229. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
230. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、現在の 35.5%からすみやかに 50%まで引き上げる。
231. 西区役所跡地の利用計画については、具体化の進展がないまま 6 年以上経過している。地域住民の要望を踏まえ、高齢者福祉や子育て支援などへの有効活用をめざし、速やかに利用計画を整備する。
232. 中村区役所改築に向けた基本構想策定調査が行われているが、移転候補地での住民説明会の開催をふくめ、避難所の確保などを求める地域住民の要望を基本構想に反映させる。
233. 市職員定数の削減をやめる。教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカー、給食調理員、図書館司書など市職員の正規採用を増やす。スクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員については希望する職員は正規職員へ積極的に転換する。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を抜本的に改善する。
234. 水道局について、上下水道の技術継承や大規模災害時の対応に必要な新規職員を計画的に採用する。
235. ごみ収集現場職員について、日常的な住民サービス向上と、安定的な技術継承、及び災害時のセーフティネット維持に必要な人員を確保するため、新規職員を計画的に採用する。

(税務・市民税減税の見直し)

236. 大企業・高額所得者優遇の市民税 5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。5%減税は中止し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。
237. 市税事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な徴収及び差し押さえ

は行なわない。

238. 地方税法の改正を踏まえ、滞納者の生活と営業の実態に寄り添い、相談者の意向を十分に踏まえて納税猶予・換価の猶予・分割納付及び処分停止の制度を柔軟に適用する。
239. 税務担当職員が小規模事業者についての理解を深めるために、小規模事業者の役割や所得、営業実態などを研修項目に加える。
240. 市税事務所を廃止し、税務課及び納税課の機能を区役所に戻す。税金や保険料など、市民の家計と暮らしに関する相談に総合的に応える体制をつくる。
241. 市民税減免の申請期限を延長もしくは撤廃する。
242. 納税者の権利保障を明らかにした「市民納税者憲章(仮称)」を制定する。

(平和と人権行政)

243. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流をすすめる。
244. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。核兵器禁止条約の締結に向けた交渉開始を支持するとともに、被爆者の活動支援を強化する。核兵器の廃絶を明言した非核平和都市宣言を行う。
245. 市街地における行軍訓練の中止を陸上自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験実施を取りやめる。陸上自衛隊高等工科大学の募集案内を市内中学校において配布しない。
246. 名古屋空港の基地機能強化とブルーインパルスの特技飛行に反対する。
247. 軍艦船の入港及び武器や資機材の搬入搬出をふくむ名古屋港の軍事利用に反対する。
248. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。
249. いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」の成立を踏まえ、施設管理に関する条例に禁止行為の明確なガイドラインを設けるなど、ヘイトスピーチの未然防止と解消に向けた実効性ある対策に取り組む。「人権都市宣言」(仮称)を行い、民族差別や性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にする。